⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、静岡県区間については都市計画手続において都市計画決定権者である静岡県知事が平成８年９月に、山梨県区間については旧建設省関東地方整備局が平成８年10月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年10月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているカギガタアオイ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、クマガイソウ等、準絶滅危惧として掲載されているエビネ、ニッケイ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・低減されると予測されている。

主な保全措置としては、カモシカについては、道路内への侵入が予測されることから、起業者は侵入防止柵を設置することとしており、オオタカ及びクマタカについては、営巣が確認されているため、工事の実施や供用後の道路の存在によって営巣地の放棄等の影響が予測されることから、起業者は専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、必要に応じて人工代替巣の設置等の適切な保全措置を講ずることとしている。カギガタアオイ、キンラン、クマガイソウ、エビネ及びニッケイについては、事業の実施により生育地が消失することから、起業者は移植を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、山梨県教育委員会との協議の結果、いずれもトンネル区間であり、埋蔵文化財に影響を与えない地下を掘削することから、工事によって当該埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれはないとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のうち、静岡県側の事業計画については、平成８年10月15日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。

また、山梨県側については、東側ルート案（以下「申請案」という。）のほか、西側ルート案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は移転対象物件数は多いものの、取得必要面積は少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は、これまで降雨による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、山梨県知事を会長とする中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山梨県南巨摩郡南部町役場

国会事項

衆議院

議案提出

三月十七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

学校教育法等の一部を改正する法律案

平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求める件）

平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）

質問書提出

三月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地方創生のための新たな予算制度の確立に関する質問主意書（仲里利信提出）

辺野古新基地反対の座り込み行動に対する政府の過剰・異常な監視に関する質問主意書（仲里利信提出）

「八紘一宇」に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

国際条約の遵守に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

関税交渉のあり方に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

従来の政府見解の基本的な論理に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

国際リニアコライダー等に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

一般法人に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）

警察の巡回連絡カードに関する質問主意書（井坂信彦提出）

地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する質問主意書（井坂信彦提出）

補正予算の効果測定に関する質問主意書（井坂信彦提出）

ＣＳ放送における「政治的公平」に関する質問主意書（井坂信彦提出）